

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第三十三号

昭和二十二年政令第三百二十七号地方公共団体手数料令に基き鳥取縣水産業關係登録手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十四年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣水産業關係登録手数料徴收規則

第一條 昭和二十二年農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則並びに昭和二十二年農林省令第六十二号加工水産物配給規則により登録票の交付を受けた者は、この規則の定めるところにより手数料を納付しなければならない。但し登録票の亡失等による再交付の場合はこの限りでない。

昭和二十四年五月四日 水曜日  
第二千七百七号

本書ノ大キサハ國定規格A5冊

### 第二條 登録手数料の金額は次の通り定める。

- 一、生鮮水産物公認出荷機關登録手数料
    - 一票につき 五百円
  - 二、生鮮水産物公認荷受機關登録手数料
    - 一票につき 五百円
  - 三、生鮮水産物小売店舗登録手数料
    - 一票につき 二百円
  - 四、加工水産物公認集荷機關登録手数料
    - 一票につき 五百円
  - 五、加工水産物公認荷受機關登録手数料
    - 一票につき 五百円
  - 六、加工水産物小売店舗登録手数料
    - 一票につき 二百円
- 第三條 登録手数料は登録票の交付を受けたときにこれを納入しなければならない。

附則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣規則第三十四号

昭和二十三年八月鳥取縣規則第四十七号道路河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴收規則の一部を次のよ

一、国有土地水面使用料占用料金表

種別	單位	一等地	二等地
一、家屋その他これに類する建物又は工作物施設による占用	一平方米年額	一〇、〇〇	五、〇〇
二、宅地の附屬物と認められる占用並びに物置場その他これに類する目的による占用	同	六、〇〇	三、〇〇
三、田及び畑	同	一、〇〇	七〇
四、養殖場魚貝養殖場牧場探草地物干場道路及び土橋架設その他これに類する目的による原形を變更しない占用	同	三〇	二〇
五、電柱建設による占用 支柱支線による占用 欵塔による占用	一本年額 一基年額	三〇〇 四〇〇	一五〇 二〇〇
六、軌條敷設による占用	一平方米年額	二、〇〇	一、五〇
七、鉄管、土管その他地下埋設物による占用	一米年額	二、〇〇	一、〇〇
八、街路標及び標識類建設による占用	一本又は一箇所年額	三〇、〇〇	二〇、〇〇

うに改め昭和二十四年四月一日からこれを適用する。  
昭和二十四年五月四日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
第一條に次の項を加える。  
但し特別の場合においては別にこれを定める。  
別表を次のように改める。

00279

00280

九、看板又は廣告板類による占用  
一〇、軒担突出による占用

二、産物採取料金表

種別	數量	採取料	摘	要
土砂	一立方米	五、〇〇		
砂利	同	五、〇〇		
樽石 (栗石を含む)	同	六、〇〇		
同	一箇徑三〇糎未満	一、〇〇		
同	同三〇糎以上五〇糎以下	二、〇〇		
同	同五〇糎以上七〇糎以下	三、五〇		
同	同七〇糎以上	五、〇〇		
切石	一立方米	二〇〇、〇〇		
割石	同	六〇、〇〇		
三、道路及び附屬物占用料金表				
種別	單位	一等地	二等地	
五、街路標及標識類建設による占用	一本又は一箇所年額	三〇、〇〇	二〇、〇〇	
六、看板又は廣告板類による占用	版面一平方米年額	五〇、〇〇	四〇、〇〇	
七、軌道敷設その他道路を横断して地表に工作物を設置する占用	一平方米月額	三〇、〇〇	一五、〇〇	

00281

四、河川敷、(堤防)使用料占用料金表

種別

- 一、家屋その他これに類する建物又は工作物施設による占用
- 二、宅地の附属物と認められる占用並びに物置場その他これに類する目的による占用
- 三、田及び畑
- 四、養鶏場魚貝養殖場採草地物干場等河川及び河川敷の原形を變更しない占用
- 五、電柱建設による占用
- 六、支柱支線による占用
- 七、鉄管、土管その他地下埋設物による占用

種別	單位	一等地	二等地
一、家屋その他これに類する建物又は工作物施設による占用	一平方米年額	一〇、〇〇	五、〇〇
二、宅地の附属物と認められる占用並びに物置場その他これに類する目的による占用	同	六、〇〇	三、〇〇
三、田及び畑	同	一、〇〇	七〇
四、養鶏場魚貝養殖場採草地物干場等河川及び河川敷の原形を變更しない占用	同	三〇	二〇
五、電柱建設による占用	一本年額	三〇、〇〇	一五、〇〇
六、支柱支線による占用	一基年額	四〇、〇〇	二〇、〇〇
七、鉄管、土管その他地下埋設物による占用	一米年額	二、〇〇	一、〇〇

告示

鳥取縣告示第二百十六号

昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次の者に交付した。

昭和二十四年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

七 削除

00282

職名 氏名 番号 交付年月日

鳥取縣技術吏員技師 中永 廣 三九 昭和二十四年五月四日  
 同 尾崎興一 四〇 同  
 同 山内 晃 四一 同

大正七年一月二日生

本籍地 大阪市南区東清水町一番地

現住所 鳥取市東町六七番地

昭和二十四年四月二十七日第一、三五三号

小 沢 トミエ

大正元年八月一日生

本籍地 佐賀縣杵島郡中通村大字三間坂一三、九五二番地

現住所 西伯郡淀江町大字淀江六六五番地

昭和二十四年四月二十七日第一、三五四号

香 田 カズエ

明治四十五年五月十七日生

本籍地 西伯郡巖村大字二本木四六三番地

現住所 同

昭和二十四年四月二十七日第一、三五五号

高 塚 文 枝

本籍地 岩美郡岩井町大字岩井五八七番地

現住所 同

昭和三年七月六日生

鳥取縣告示第二百十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡花見村大字門田三二〇番地

現住所 同

昭和二十四年四月二十日第二、三五二号

前 田 吉 野

明治四十五年七月十三日生

本籍地 東伯郡上井町大字上井三三三番ノ九地

現住所 同

昭和二十四年四月二十日第一、三五二号

中 井 菊 子

00283

昭和二十四年四月二十七日第一、三五六号  
小 谷 つ め  
大正十四年七月二十六日生  
本籍地 西伯郡光徳村大字東坪一、一七一番地  
現住所 同

昭和二十四年四月二十七日第一、三五七号  
白 田 和 子  
昭和三年十一月十一日生

鳥取縣告示第二百十七号  
助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十四年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 大分縣宇佐郡西馬城村大字下矢部二一九五番地  
現本籍地 東伯郡淺津村大字上淺津五〇〇番地

昭和二十三年九月十一日離婚により前姓「松本」を「南」に並びに本籍地変更により昭和二十四年四月九日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日

訂正 南 富 枝  
明治四十三年六月十二日生  
前本籍地 八頭郡智頭町大字口波多二一〇番地  
現本籍地 同 大字西字塚五三二番地  
前住所 同 口波多二一〇番地  
現住所 同 智頭五五四番地

昭和二十二年十月三日婚姻により前姓「河上」を「藤田」に、並びに本籍地、住所変更により昭和二十四年四月十三日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日訂正  
藤 田 梅 子  
大正十年四月二十三日生

前住所 八頭郡丹比村大字富枝五〇番地  
現住所 同 社村大字宮原一三八番地  
昭和二十四年四月十日住所変更により同年同月十八日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日訂正  
山 根 勝 子  
明治四十二年三月十日生

00284

前本籍地 石川縣鳳至郡柳田大字当目六拾字三三番地  
現本籍地 八頭郡智頭町大字智頭一、五三五番地ノ一

昭和十二年二月十二日婚姻により前姓「駒寄」を「西尾」に並びに本籍地変更により昭和二十四年四月十八日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日訂正  
西 尾 ま つ い  
明治三十九年十月二十五日生

前本籍地 氣高郡吉岡村大字吉岡四七七番地  
現本籍地 八頭郡佐治村大字加茂五八〇番地

昭和二十一年十二月二十七日婚姻により本籍地に變更を生じ昭和二十四年四月十八日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日訂正  
木 下 と し 子  
明治四十五年七月二十日生

前住所 八頭郡用瀬町大字用瀬二二四番地  
現住所 同佐治村大字森坪

昭和二十四年四月十八日住所変更により同年同月

二十日名簿訂正方願い出たので同年同月同日訂正  
平 越 よ  
大正二年五月十五日生

前住所 鳥取市古市一市立鳥取市民病院  
現住所 氣高郡浜村町大字姫路一、二六五番地  
昭和二十四年四月十五日住所変更により同年同月二十三日名簿訂正方願い出たので同年同月二十七日訂正  
中 嶋 松 枝  
大正十二年十月八日生

前本籍地 西伯郡縣村大字福万六七五番地  
現本籍地 同宇田川村大字福岡一、〇三四番地  
前住所 同縣村大字河岡六〇三番地  
現住所 同宇田川村大字福岡一、〇三四番地  
昭和二十四年四月二十三日婚姻により前姓「西古」を「中田」に並びに、本籍地、住所変更により同年同月二十五日名簿訂正方願い出たので同年同月二十七日訂正  
中 田 照 子

大正十年十一月十五日生

小林しづ子  
明治四十四年一月四日生

◇鳥取縣告示第二百十八号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十四年五月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡淺津村大字上淺津二八九番地

住所 同

正 誤  
昭和二十四年三月四日鳥取縣告示第百十一号中左の通り  
正誤する。  
頁 箇所 誤 正  
一一一 一行 「同同鋤」 「同同谷」  
一一三 一行 「田中樹」 「田中録平母樹」

昭和二十四年四月十六日兵庫縣へ轉住により同年  
同月十四日名簿取り消し方願い出たので同年同月  
二十七日取り消

大 前 和 子  
大正七年一月二十二日生

本籍地 八頭郡佐治村大字加茂四六三番地ノ一

住所 同

四六三番地

昭和二十四年四月十日東京都へ轉住により同年同  
月十四日名簿取り消し方願い出たので同年同月二  
十七日取り消

縣公報(昭和二十三年十月二十六日(火)号外正誤表  
縣告示番号 頁数 上下段別 行数 正 誤  
第五百四十 一 上段 三行 漁業權◎ 漁業機◎  
一号の二

昭和二十四年五月四日印刷  
昭和二十四年五月四日発行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所